

藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）2月18日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成4年藤沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ク中「キ」を「ク」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童（当該命令を受けた父又は母が監督保護する者を除く。）

第2条第1項第3号中「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、児童扶養手当法施行令が改正され、父又は母が配偶者への暴力により裁判所から保護命令を受けた児童が児童扶養手当の支給要件に追加されたことに伴い、本市のひとり親家庭等医療費助成制度においても、同様の措置を講ずる等の必要による。